

令和５年度答申第１３号

令和６年 ３月２８日

松戸市監査委員	関	聡	様
同	三好	徹	様
同	大谷	茂範	様
同	岩瀬	麻理	様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成３１年２月２２日付け松監第１８４号をもって諮問のあった「平成２９年１０月１２日になされ、同月１８日に補正された住民監査請求及び平成２９年（行○）第〇〇号並びに平成３０年（行○）第〇〇〇号の住民訴訟に関して、監査委員や事務局職員や本件実施機関職員らの報償費・給与・謝金・残業代等、監査費用、弁護士費用、裁判費用、交通費や郵送料など、上記監査請求や訴訟で発生した公金の支出に関する公文書一切やそれら報償費・給与・謝金・残業代等、監査費用、弁護士費用、裁判費用、交通費や郵送料などを含む公金の支出に関する公文書一切。」（以下「本件文書」という。）の開示請求に係る公文書一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市監査委員は、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年12月6日付け公文書開示請求書により、松戸市監査委員（以下「処分庁」という。）に対して、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件文書に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、平成30年12月20日付け公文書一部開示決定通知書により、本件文書を「平成29年年10月12日になされ、同月18日に補正された住民監査請求に関し、発生した郵送料に係る文書発送依頼票及び郵券類（ハガキ、切手交付申請書）」と特定し、審査請求人に対して、条例第10条第1項の規定により、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服として、平成31年1月7日付け審査請求書により、松戸市監査委員（審査庁）に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

監査請求人の住所のうち松戸市より詳しいものを除き、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

ボーンインデックスの提出を求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び請求対

象たる事案の性質からして、本件対象文書が特定されたもので尽くされているとは、到底考えられない。

報償費・給与・謝金・残業代等、監査費用、弁護士費用、裁判費用、交通費や郵送料などの対象文書は特定しなければならない。

処分庁は対象文書を極めて限定的に解しており、条例第3条第1項、第7条本文に違反する。

監査請求人の住所のうち松戸市までの情報は、住民監査請求の要件とされていること、要件を満足していることが監査結果として公表されていることから、開示しても条例第7条第2号に該当しないか、ただし書アに該当する。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

郵券類（ハガキ、切手）交付申請書宛先には、監査請求人の住所が記載されており、条例第7条第2号に該当するため、一部開示となる。

市区町村名は住所全体と不可分のものである。

監査委員の報酬、事務局職員の給与等、残業代は、本件監査請求に関する部分を特定できないことから、条例第10条第2項に該当するため、非開示となる。

その余の文書は、監査委員事務局として公金の支出がないことから、不存在であり、条例第10条第2項に該当するため、非開示となる。

公益上の理由による裁量的開示を実施することについては、条例に規定がない。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的等について

条例によると、市の保有する情報は、これを市民と共有することによって、市民生活の向上や豊かなまちづくりに役立てられるべきものであり、

市民と行政がともに協働し、成熟した地域社会を創造するため必要とされる（条例前文）。

また、条例は、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市民の理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする（条例第1条）。

実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならない（条例第3条第1項）とともに、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（同条第2項）。

(2) 本件文書について

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる（条例第5条）。その際、開示請求者は、住所、氏名のほか、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない（条例第6条）。

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2項）。

処分庁は、実施機関（条例第2条第1項）に該当するため、実施機関の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書は、組織供用文書に該当し、開示請求の対象となる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条は、「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」と規定し、松戸市監査委員処務規程（昭和56年松戸市監査委員訓令第1号）第7条は、次長専決事項として、

「(6) 公文書の開示に関すること。

(7) 個人情報の開示及び訂正に関すること。」

と規定していることからすると、本件文書のうち、監査委員事務局におい

て保有する公文書は、実施機関における組織供用文書に該当する。

(3) 本件処分（一部開示決定）について

「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」（条例第7条）とされ、同条第2号は、非開示情報として、

「(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

と規定する。

本件処分について検討すると、本件文書中、市町村名は、実施機関である監査委員の従来の取扱いでは、監査請求人の住所について、市区町村名を住所全体と不可分としているが、住民監査請求は、市内に住所を有する住民（法人を含む。）に限られていることから、同条第2号の非開示とする事由に該当しないものと判断する。

(4) 文書の不存在について

条例第10条は、開示請求に対する決定等について、

「第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」

と規定する。

処分庁は、監査委員の報酬及び事務局職員の給与、残業代に関しては、本件監査請求に関する部分を特定できないこと、その余の文書は、公金の支出がないことから不存在であることを説明している。また、処分庁は、開示しないこととする根拠規定として、条例第10条第2項を明示しており、及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとなっているため、本件処分の根拠及び理由説明として妥当である。

(5) 意見聴取及びインカメラ審理について

当審査会において、処分庁に対して当該文書の提出を求め、意見聴取とともにインカメラ審理を行い、及び特定した文書以外の文書の存在について確認したが、処分庁の説明に不自然な点は、認められなかった。

(6) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

以上のとおり、処分庁が特定した文書を一部開示としたことは妥当であり、また、特定した文書以外には、処分庁はこれを保有していないと認められる。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 2月22日	諮問書の受理
令和 5年 6月 8日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 5年11月13日	第2回審査会（審議）
令和 5年12月13日	第3回審査会（審議）
令和 6年 1月25日	第4回審査会（審議・意見陳述）
令和 6年 2月26日	第5回審査会（審議・理由説明）
令和 6年 3月28日	第6回審査会（審議）